

暮らし

ID 1040487
宇都宮市
子ども・子育て会議の
委員を募集



▼ **任期** 7月1日～令和9年6月30日。

▼ **内容** 年4回程度開催する会議に出席し、意見を述べる。

▼ **応募資格** 市内に引き続き1年以上在住し、小学生までの子どもがいる保護者または青少年の健全育成や地域の子育て支援に興味のある人。原則、市の他の付属機関などの委員を5つ以上兼ねている人や公務員を除く。

▼ **募集人数** 4人。

▼ **申込期限** 5月31日(必着)。

▼ **選考方法** 書類審査と面接。

▼ **子ども政策課 ☎(632) 2342**

ID 1040612
第3次宇都宮市
文化振興基本計画策定
懇談会の委員を募集



▼ **任期** 7月1日～令和8年3月31日。

▼ **内容** 年3回程度開催する策定懇談会に出席し、意見を述べる。

▼ **応募資格** 平日開催の会議に出席できる市内在住か通勤通学する

18歳以上の人。原則、市の他の付属機関などの委員を5つ以上兼ねている人や公務員を除く。

▼ **募集人数** 1人。
 ▼ **申込期限** 5月20日(必着)。
 ▼ **選考方法** 書類審査と面接。
 ▼ **文化都市推進課 ☎(632) 2767**

ID 1029345
ルールとマナーを守り
快適に公園を
利用しましょう



■ **ルール・マナー**

▼ 公園周辺の道路や近隣店舗、公園を利用しない場合の公園駐車場などには駐車しない。

▼ 公園内は原則、禁煙。

▼ 花火など、火気を使用しない。

▼ 周りの人の危険になるようなボール遊びや、周りの住宅などに迷惑になるようなことはしない。

▼ 自転車で行かない。

▼ テントを張るなど、寝泊まりをしない。

▼ ごみは持ち帰る。

▼ ペットは引き綱を付けて、放さず、ふんは、必ず持ち帰る。

▼ 深夜に集まったり、声を上げたりしない。

▼ ブランコをこいでいる人の近くで遊ばない。

▼ **公園管理課 ☎(632) 2595**



5月22日は**国際生物多様性の日**

ID 1005387

▼ **環境保全課 ☎(632) 2405**

- ▼ **生物多様性とは** 生物多様性とは、「生き物の個性と自然とのつながりの豊かさ」のことです。いろいろな生き物があること、生き物が暮らす自然がたくさんあることを生物多様性といいます。
- ▼ **私たちの生活と生物多様性** 私たちの生活は、生物多様性がもたらす自然の恵みによって支えられています。森は二酸化炭素を吸収し、酸素を作り、災害から人間を守ってくれています。また、食べ物など、生活に欠かすことのできないものの多くが、生物多様性がもたらす自然の恵みです。
- ▼ **生物多様性の危機** 開発や乱獲、人口減少や高齢化による管理者不足、外来種の侵入、気候変動などにより、生物多様性は今も危機にさらされています。
- ▼ **生物多様性を守るために** 自然や生き物を観察し、学び、身近なところから生物多様性を守る取り組みを始めてみませんか。
- ▼ **私たちにできることを考えよう** 自然のものをむやみに取ったり、傷つけたりしないようにしましょう。ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。
- ▼ **生物多様性について知ろう** Xで生物多様性についての情報を発信しています。



▲アカウント @u_biodiversity

／ **うつのみや生きものつながり講座 春の自然観察会** /
公園にはどんな生きものがいるの

ID 1026216

- ▼ **日時** 5月24日(土) 午前9時～11時30分。受け付けは午前8時45分～。雨天中止。
- ▼ **会場** みずほの自然の森公園(西刑部町)。
- ▼ **内容** 公園で生き物を見つけて、講師の解説により詳しく観察して学ぶ。
- ▼ **対象** 市内在住か通学する小・中学生とその保護者。(未就学児のきょうだいがいる場合は保護者が1人ずつ付き添い可能な場合のみ可)。
- ▼ **定員** 抽選20人。
- ▼ **申込期限** 5月15日。
- ▼ **申込方法** 市庁の申し込みフォームに必要事項を入力。

ボランティア・会員を募集

▼ **グリーントラストうつのみや事務局**
 (景観みどり課内) ☎(632) 2559

グリーントラストうつのみやは、長岡樹林地や戸祭山緑地などで、ボランティアと保全活動を行っています。身近にある自然の中で、下草刈りや落ち葉さらい、動植物の観察などのボランティア活動をしてみませんか。また、会員も募集しています。詳しくは、グリーントラストうつのみやををご覧ください。



▲グリーントラスト うつのみや@TP

狭い道路を広げて もっと快適な毎日を

ID 1005902

ご協力ください きょう 狭あい道路整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。
本市では、市民の皆さんが住宅を新築する際に道路を整備して、安心して暮らせるまちづくりを進めています。
☎建築指導課☎(632)2557



「狭い道路」のココが問題

- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど、生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通が不便

\そこで本市では/

住宅などを建築する際に狭い道路を広げ安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭あい道路整備

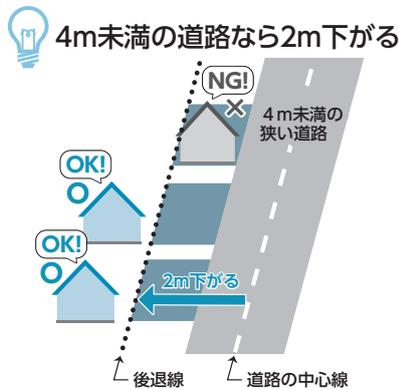
建築主や土地所有者から、後退した部分(後退用地)を寄付または貸借していただき、本市が整備して道路を広げています。

こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狭い道路の前には家を建てられないの？

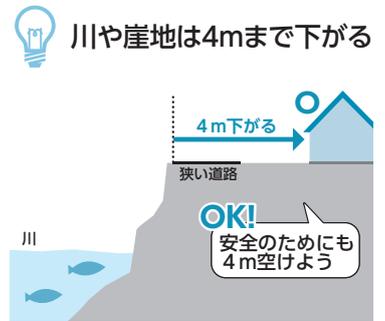
建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます(*1・2)。



Q 川沿いや崖地の土地ではどうなるの？

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります(*1・2)。
4m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へご相談ください。



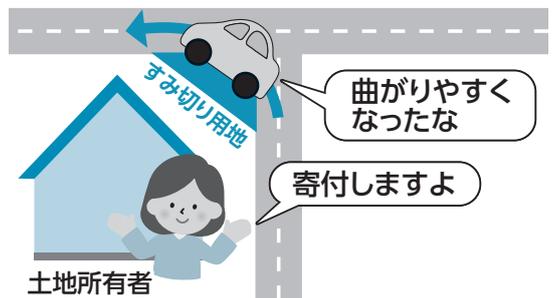
*1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している敷地の場合。
*2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただきます。

Q 狭い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

報奨金などの特典があります

- 後退用地を寄付していただいた場合
 - ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
 - ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します(1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円)。ただし、寄付要件がありますので、ご相談ください。
 - ▼助成金や報奨金など、詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。
- 後退用地の使用に同意していただいた場合
 - ▼後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

💡すみ切り用地寄付により通行が快適に



暮らし

ID 1006193
市民活動助成金
公開プレゼンテーション
審査会を開催



令和7年度の交付団体を決定するため開催します。

日時 5月31日(土)午前9時〜

会場 市役所14階14大会議室。

問 みんなでまちづくり課 ☎(632) 2884

ID 1023323
平和啓発に関する
補助申請を
受け付け



▼対象 本市で活動する団体で、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えることを目的とした次のすべてに該当する事業。①市民の平和意識を生み出し、平和の維持拡大に寄与する②地域・性別・年齢などに関わらず、市民の誰もが参加できる③政治・宗教および営利を目的としない④市内で実施する。

▼補助額 1事業当たり最大3万円。予算内で補助額を決定。

▼申込期間 5月7日〜6月30日

(必着)。

▼申込方法 多文化共生推進課(市役所10階)に置いてある申請書(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所多文化共生推進課 ☎(632) 2971へ。

役所10階)に置いてある申請書(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所多文化共生推進課 ☎(632) 2971へ。

ID 1007502
市民交流活動に関する
補助申請を
受け付け



▼対象 本市に事務所を置く団体が、次のいずれかの目的で行う国際親善や国際化に寄与する事業。

①姉妹・文化友好都市との友好親善交流②外国人市民の自立化支援・日本人との共生③国際理解の促進や国際協力活動。

ただし、政治・宗教・営利目的、他団体から補助を受けているものを除く。

▼補助額 事業費の2分の1以内。①最大14万5000円②③最大5万円。1団体当たり最大3年。

▼選考方法 書類選考。

▼申込期間 5月7日〜6月30日

(必着)。

▼申込方法 多文化共生推進課に置いてある申請書(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所多文化共生推進課 ☎(632) 2971へ。

ID 1004932
電話番号と住所が変わりました!
多文化共生推進課 ☎028(632) 2971
(旭1丁目1-5 市役所10階)

外国人市民向けの情報

「UTSUNOMIYA CITY Global Site」を使おう! ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・中国語・英語・韓国語
宇都宮市での生活に役立つ情報はすべてここから! 7言語で見ることができます。

外国人市民に便利なSNSを紹介!
外国人市民向けにタイムリーな情報をやさしい日本語と英語で発信しています。

窓口が多言語翻訳タブレットがあります(32言語)
職員に「使いたい」と言ってください。各窓口にあります。
デジタル政策課 ☎028(632) 2094

日本語を学んでみませんか?
▼費用 1カ月1,000円。
▼申込 電話またはEメールで、市国際交流協会 (UCIA) ☎028(616)1870、✉ucia@ucia.or.jpへ。

場 所	あうり 曜日	じ 間	やすみ
国際交流プラザ	げつ 月	13:30~15:30	5/5
	か 火	13:30~15:30 (上級)	5/6
	すい 水	①10:00~12:00②13:30~15:30	5/7
	ど 土	13:30~15:30	5/3
	にち 日	10:00~12:00 (小学校高学年・中高生対象)	5/4
	13:30~15:30	5/4	
あまがさき 姿川地区市民センター(西川田町)	か 火	①10:00~12:00②18:30~20:30	5/6
しやうや 市総合福祉センター(中央1丁目)	もく 木	18:00~20:00	5/1
きたにがはら 北生涯学習センター(若草3丁目)	ど 土	18:30~20:30	5/3

困ったことがあれば相談してください
外国人市民のための総合相談

場 所	国際交流プラザ ☎028(616) 1564	外国人市民相談コーナー (市役所2階)* ☎028(632) 2834
じ 間	15:00~18:00	9:00~12:00 14:00~17:00
ポルトガル語	第1・3月曜日	木曜日
スペイン語	月曜日	
ベトナム語	第1・3月曜日	第2木曜日
中国語	火曜日	第3木曜日
タイ語	水曜日	第1木曜日
英語	金曜日	木曜日

* 木曜日が祝休日のときは、次の週の木曜日

／ 手続きはお済みですか ／

宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金

☎ 1039507

☎市重点支援給付金コールセンター ☎0120 (375) 787
受付時間 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝休日を除く)

物価高騰の影響を受け、生活への負担感の大きい低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円および18歳以下の児童1人当たり2万円のこども加算を支給しています。

■支給対象世帯 基準日(令和6年12月13日)現在、本市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯。ただし、令和6年度住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く。

■支給額 1世帯あたり3万円+こども加算分(対象となる児童の人数×2万円)。

■手続き方法 支給対象となる可能性のある世帯に2月17日より送付した、「支給要件確認書」からお手続きください。

▼郵送による手続き 「支給要件確認書」に必要事項を記入し、必要書類を貼付の上、同封の返信用封筒で返信。

▼オンラインによる手続き 「支給要件確認書」に記載の二次元コードを読み取り、市電子申請共通システムに必要事項を入力。

■手続き期限 5月30日(消印有効)。

■その他 修正申告などにより支給要件を満たすことになった世帯、DVなどの事情により本市で生活している世帯などは受給できる場合があります。また、令和6年12月14日以降に対象世帯に子どもが生まれた場合や、別世帯に対象世帯の世帯主と生計が同一である児童がいる場合はこども加算分を受給できる場合があります。

詳しくは、市☎をご覧くださいになるか、市重点支援給付金コールセンターへ。

☎ 1040613

自動音声・SMSによる納付案内を開始



6月から、水道料金・下水道使用料などが未納のまま納入期限を過ぎ、一定期間経過した人に対し、自動音声およびSMS(ショートメッセージサービス)による納付案内を開始します。SMSは自動音声☎050(3124)0688からの発信がつかなくなった人に対する

☎ 1005241

ごみをなくしてまちをきれいにしよう



ごみのないきれいなまちづくりのため、ごみやペットのふんは、

信します。

従来行っていた催告書(青色封筒)の発送は廃止します。督促状(緑色)は引き続き発送します。

☎お客様サービス課 ☎(633)1300

マイナンバーカードで暮らしを便利に

☎市民課1 ☎(632)5266 2 ☎(632)2271 3 ☎(632)2265

1 市内の郵便局でマイナンバーカード新規作成・更新の「申請サポート」を実施しています ☎ 1032691

▼実施日時 月～金曜日の午前9時～午後4時。

▼実施場所 市内にある63局の郵便局。

▼内容 申請書の記入補助や顔写真の無料撮影。

▼対象 次のいずれかに当てはまる人。①マイナンバーカードの有効期間満了日まで3カ月未満となった人(有効期間満了後も対象) ②初めてマイナンバーカードを申請する人。

▼その他 マイナンバーカード更新対象者には、有効期限の2・3カ月前に、国から有効期限通知書が送付されます。更新可能期間は、有効期間が満了する3カ月前からです。更新可能期間であれば、通知書が届く前でも手続きができます。なお、マイナンバーカード更新の場合、申請からカードの交付通知書(受け取りの案内はがき)の送付までに2カ月程度かかります。

2 大型連休明けは窓口が混み合います ☎ 1025570

大型連休明けは、市民課(市役所1階)、各☎・☎の窓口が非常に混み合い、午前11時～午後4時の時間帯は、待ち時間が長くなることが予測されます。市民課、各☎・☎の窓口の待ち状況は市☎や市公式LINE「教えてミヤリー」で確認できますので、窓口にお越しいただく際の目安としてご利用ください。

また、マイナンバーカードをお持ちで市外に転出する人は、窓口に来庁することなく、マイナポータルからオンラインで転出届けの申請ができます。オンライン申請の場合は、マイナポータルで転出手続き完了を確認後、マイナンバーカードを持参し、新住所地の市区町村窓口で転入手続きをしてください。

3 コンビニ交付サービスの休止について ☎ 1023296

5月21日は、システムメンテナンスによりコンビニ交付サービスが利用できません。ご理解、ご協力をお願いします。

☎ 1005726

出生・住宅新築に記念樹を差し上げます



1 出生記念樹

住まい

道路や公園などに捨てないで持ち帰りましょう。また、土地を適正に管理し、樹木や雑草が敷地の外にはみ出さないようにしましょう。☎ 廃棄物政策課 ☎(632)2928

▼対象 出生で新たに市民となった人。

2 住宅新築記念樹

▼対象 市内に住宅を新築または購入した人(マンション・建売住宅・中古住宅購入も含む)。

■ 配付本数

1本。13種類以上の苗木または球根セットから選択。

■ その他

引換方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。

☎ 景観みどり課 ☎(632)2597

住まい

市営住宅の入居者
4月の募集



▼受付日時 5月9日まで、午前8時30分～午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター（中央1丁目・東急コミュニティ）。

▼抽選会 5月13日（火）。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課（市役所9階）、各區・団などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

☎宇都宮市営住宅管理センター

（678）8861、住宅政策課 ☎（632）2553

貯水槽水道を
適正に管理しましょう



■貯水槽水道とは マンションやビルなどで使用する水道水を、いったん受水槽などに貯めてから各家庭や事務所などに給水する水道設備のことです。飲用水の安全確保のため、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。

と 貯水槽内に雨水やごみ、虫などが混入することがあります。また、夏の時期は水温が高くなることで水質が悪化しやすくなります。

■主な管理基準

- ▼法定検査の受検（毎年1回以上）。
- ▼貯水槽の清掃（毎年1回以上）。
- ▼水槽やマンホールなどの点検（月1回）。
- ▼残留塩素濃度の確認（週1回）。
- ▼水の色・にごり・匂い・味の確認（毎日）。

☎簡易専用水道（容量10m³を超え

工事が始まります
（仮称）大谷スマートインターチェンジの
早期供用に向け、下り線の工事に着手します

ID 1022063

☎道路建設課 ☎（632）2501

本市とNEXCO東日本が共同で進めている（仮称）大谷スマートインターチェンジの下り線において、用地取得が完了したため、工事に着手します。

- 下り線の工事着手時期 令和7年6月（予定）。
- 主な整備効果
 - ▼高速道路の利便性向上（IC利用圏域の拡大）。
 - ▼利便性向上による地域振興（観光・ビジネスの利便性向上）。
 - ▼救急救命活動への支援（救急活動・医療施設への移動時間短縮）。
 - ▼防災機能の強化（救援活動・緊急物資輸送の迅速化）。



安心・安全

ID 1034642
消防操法大会を
実施



■日時 6月7日（土）午前7時30分～。荒天の場合、6月8日（日）。

■会場 屋板運動場（屋板町）。

■部門・出場分団

▼ポンプ車の部 第1～11分団・

る）生活衛生課 ☎（626）1108、小規模貯水槽水道（容量10m³以下）水質管理課 ☎（633）2001

雀宮分団・河内東分団。

▼小型ポンプの部 平石分団・清原分団・横川分団・瑞穂野分団・富屋分団・国本分団・豊郷分団・篠井分団・城山分団・雀宮分団・姿川分団・上河内分団・河内東分団・河内西分団。

☎警防課 ☎（625）3007

ID 1003218
農畜産物の
放射性物質
モニタリング検査



▼放射性物質モニタリング検査

耐震診断・改修などの費用を補助します

☎建築指導課 ☎ (632) 2573

本市では、地震による建築物の倒壊などから市民生活の安全・安心を守るため、補助事業を実施しています。各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施になります。対象など、詳しくは、市☎をご覧ください。

1 木造住宅の改修・建て替え

☎ 1005909

■対象 昭和56年5月31日以前に在来軸組工法・枠組壁工法・伝統的工法で建築された住宅など。ただし、空き家を除く。

■補助額

▼耐震改修 費用の5分の4（令和7年度から最大115万円に拡充）。

▼耐震建て替え 費用の5分の4（最大100万円）。県産出材を10㎡以上使用して新築する場合は、10万円を加算（最大110万円）。

▼部分耐震改修 費用の5分の4（最大50万円）。

▼耐震シェルターなどの設置（1階の居室の内部に頑丈な箱を設置し、安全な空間を確保する工事） 費用の5分の4（最大25万円）。

■その他 耐震診断は、無料で行っています。

2 ブロック塀などの安全対策

☎ 1016599

■補助額

▼撤去費 一般＝補助率2分の1（最大10万円）、スクールゾーン内＝補助率4分の3（最大15万円）。

▼撤去後の軽量なフェンスなどの再築費（撤去と同時に行うものに限る） 補助率3分の1（最大6万6千円）。

3 飛散の恐れのある吹き付けアスベストの除去などの費用

☎ 1005914

■対象 含有調査で石綿含有量が0.1%を超えている場合の、飛散の恐れのある吹き付けアスベスト・ロックウールの除去・封じ込め・囲い込み工事。

■補助額

▼除去などの工事 費用の3分の2（最大1棟200万円）。

「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」を施行します

☎ 1040516

☎環境保全課 ☎ (632) 2405

本市では、太陽光発電施設の設置に当たり、自然環境や景観の保全、災害の未然防止、市民の安全で安心な生活環境を確保し、地域と調和した発電事業の推進を図るため、「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」を3月25日に制定し、7月1日から施行します。

■条例のポイント

▼発電出力10kW以上の小規模施設から対象。

▼「保全区域」を設定し、許可制を導入。

▼地域住民などへの事前説明を義務化。

▼適正な維持管理や、事業終了時の適正な廃棄処分を義務化。

▼事業者に対する指導や勧告、措置命令、公表などの処分を規定。

■必要な手続き（発電出力10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合）

▼許可申請（手数料の納付が必要） 次のいずれかに当てはまる場合。

①県立自然公園や市街化調整区域などの保全区域内に設置②農用地区域や甲種農地などに営農型太陽光発電施設を設置。

▼届け出 ①②以外の設置の場合。

■その他 条例に基づく許可・届け出の申請方法や許可基準など、詳しくは、市☎をご覧ください。

県内で販売目的に生産される主要な農畜産物は、県が放射性物質のモニタリング検査を実施しており、その結果、基準に適合していますので、安心してお召し上がりください。

▼野生の山菜を採取・販売する皆さんへ 野生の山菜は、採取する市町・品目ごとに出荷が制限されているものがあり、本市では、野

生のワラビ・タラノメ・コシアブラ・サンショウウが出荷制限されているため、販売できません。

出荷制限されていないものでも、市町・品目ごとに毎月または出荷前に放射性物質モニタリング検査が実施されていないと販売できません。

販売する際には、産地（市町名）の他、栽培が野生かの区別などの

表示が必要です。

☎農林生産流通課 ☎ (632) 2466

暑い時期には 光化学スモッグにご注意ください

☎ 1005330

光化学スモッグ注意報が発令されている間に屋外で活動をする、健康被害を受けやすくなります。

■被害防止・軽減のための注意事項

▼屋外での激しい運動は避ける。

▼自動車の運転は控える。

▼目がチカチカしたり、喉が痛くなったときは、洗眼やうがいをするなどして、しばらく安静にする。

▼洗眼やうがいをしても症状が治まらないときは、すぐに医師の診察を受ける。

☎環境保全課 ☎ (632) 2420